

第十二章 ビジネス関係者の一時的な入国

第十二・一条 定義

この章の規定の適用上、

「ビジネス関係者」とは、物品の貿易、サービスの提供又は投資活動の遂行に従事する次の自然人をいう。

- (a) 附属書一―A（締約国別の定義）に定義する締約国の国籍を有する自然人
- (b) この協定の効力発生の日前に、サービス貿易一般協定第二十八条(k)(ii)2の規定により、自国の永住者に対し自国の国民に与える待遇と実質的に同一の待遇を与える旨の通報を行った締約国の永住者（注）

注 この(b)の規定の適用上、「国民」とは、サービス貿易一般協定第二十八条(k)(ii)2に規定する国民が有する意味を有する。

「出入国管理に関する文書」とは、一時的な入国を許可する査証、許可書、通行証その他の文書又は電子的な許可証をいう。

「出入国管理に関する措置」とは、外国人の入国又は滞在に影響を及ぼす措置をいう。

「一時的な入国」とは、永続的に居住することを意図しない締約国のビジネス関係者による他の締約国の

領域への入国をいう。

第十二・二条 適用範囲

- 1 この章の規定は、締約国のビジネス関係者の他の締約国の領域への一時的な入国に影響を及ぼす措置について適用する。
- 2 この章の規定は、他の締約国の雇用市場へのアクセスを求める自然人に影響を及ぼす措置及び永続的な市民権、国籍、居住又は雇用に関する措置については、適用しない。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の領域への他の締約国の自然人の入国又は自国の領域における他の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、この章の規定に基づき他の締約国に与えられる利益を無効にし、又は損なうような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。
- 4 締約国が他の締約国のビジネス関係者に対して出入国管理に関する文書を取得するよう要求するということのみをもって、この章の規定に基づき当該他の締約国に与えられる利益が無効にされ、又は損なわれ

ているとみなしてはならない。

第十二・三条 申請手続

1 各締約国は、出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した後できる限り速やかに、当該申請に関する決定を行い、当該決定（当該申請を承認する場合には、滞在期間その他の条件を含む。）を申請者に通知する。

2 出入国管理に関する文書の不備のない申請を受領した締約国は、申請者の要請があつた場合には、当該申請の処理状況に関する情報を速やかに提供するよう努める。

3 各締約国は、自国の権限のある当局が出入国管理に関する文書の申請の処理について徴収する手数料が、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることとならないという点で、合理的なものであることを確保する。

第十二・四条 一時的な入国の許可

1 各締約国は、ビジネス関係者の一時的な入国に関して自国が行う約束であつて、自国が特定するビジネス関係者の各区分について入国及び一時的な滞在の条件及び制限（滞在期間を含む。）を特定するものを

附属書十二―Aに記載する。

2 締約国は、他の締約国のビジネス関係者が次の要件を満たす場合には、当該ビジネス関係者に対し、1の規定に従って行った約束に定める範囲内で、一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可する。

(a) 関連する出入国管理に関する文書についての申請手続であつて、許可を与える締約国が定めるものに従うこと。

(b) 一時的な入国又は一時的な滞在の延長のための関連する全ての資格要件を満たすこと。

3 締約国がこの章の規定に従つて他の締約国のビジネス関係者に一時的な入国を許可するという事実のみをもつて、当該ビジネス関係者が自由職業その他のビジネスの活動に従事するために適用される免許要件又はその他の要件（義務的な行動規範を含む。）を満たすことを免除するものと解してはならない。

4 締約国は、他の締約国のビジネス関係者の一時的な入国が次の事項に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、当該ビジネス関係者に出入国管理に関する文書を発給することを拒否することができる。

(a) 当該ビジネス関係者の就職先又は就職予定先において進行中の労働争議の解決

(b) (a)に規定する労働争議に関与している自然人の雇用

5 締約国は、4の規定に従い出入国管理に関する文書を発給することを拒否する場合には、その旨を申請者に通知する。

第十二・五条 商用の渡航

締約国は、信頼できる渡航者のためのプログラムの探求、当該プログラムの自主的な展開等を通じてビジネス関係者の移動を促進するためのAPECにおける相互の約束及びAPEC商用渡航カード・プログラムを強化する努力に対する支持を確認する。

第十二・六条 情報の提供

各締約国は、第二十六・二条（公表）及び第二十六・五条（情報の提供）の規定を実施するほか、次のことを行う。

- (a) 次の事項に関する情報について、可能な場合にはオンラインで速やかに公表し、又はその他の方法で公に入手可能なものとする。
 - (i) この章の規定に基づく一時的な入国の最新の要件（他の締約国の利害関係者が当該要件を知ることができる説明資料並びに関連する様式及び文書を含む。）

(ii) 出入国管理に関する文書の申請が処理される標準的な期間

(b) この章の規定の対象となる一時的な入国に関する措置について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持すること。

第十二・七条 ビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会

1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成るビジネス関係者の一時的な入国に関する小委員会（以下この条において「一時的入国小委員会」という。）を設置する。

2 一時的入国小委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、次の目的のため、三年に一回会合する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b) 締約国がビジネス関係者の一時的な入国を一層円滑にする機会（次条（協力）の規定に従って行われる活動の発展によって生ずる機会を含む。）を検討すること。

(c) この章の規定の下で生ずるその他の事項を検討すること。

3 締約国は、2に定める目的を推進するため、一又は二以上の他の締約国との討議を要請することができ

る。当該討議は、当該討議に関与する締約国が合意する時期及び場所において行うことができる。

第十二・八条 協力

締約国は、査証の処理及び国境の安全に関する手続の発展及び適用についての多様な経験を共有することにより利益が得られることを認め、利用可能な資源の範囲内で、相互に合意した協力活動を行うことを検討する。当該協力活動には、次の事項を含む。

- (a) 査証の電子的な手続のシステムの発展及び実施に関する助言を与えること。
- (b) 次の事項に関する規制並びに計画及び技術の実施についての経験を共有すること。
 - (i) 国境の安全（生体認証技術の使用、事前旅客情報システム、頻繁に渡航する旅客に関するプログラ
ム及び渡航に関連する書類の安全を含む。）
 - (ii) 設備上及び作業上の制約を緩和するための特定の区分の申請者の迅速な取扱い
- (c) 手続の向上を促進するため、多数国間の場において協力すること。その協力には、(a)及び(b)に規定す
る事項を含む。

第十二・九条 他の章との関係

1 この章、第一章（冒頭の規定及び一般的定義）、第二十七章（運用及び制度に関する規定）、第二十八章（紛争解決）、第三十章（最終規定）、第二十六・二条（公表）及び第二十六・五条（情報の提供）の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その出入国管理に関する措置について義務を課するものではない。

2 この章のいかなる規定も、この協定の他の章に関連する義務又は約束を課するものと解してはならない。

第十二・十条 紛争解決

1 いずれの締約国も、一時的な入国の拒否について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。ただし、次の要件が満たされる場合は、この限りでない。

(a) 一時的な入国が拒否された事案に一定の種類があること。

(b) 影響を受けたビジネス関係者がその事案につき全ての利用可能な行政上の救済措置を尽くしたこと。

2 1(b)に規定する救済措置は、他の締約国によるその事案に関する最終的な決定が、当該救済措置の手續（審査又は上訴のためのあらゆる手續を含む。）が開始された日の後合理的な期間内に行われず、かつ、

当該決定が行われないことが関係するビジネス関係者に起因する遅延によるものでない場合には、尽くされたものとみなす。